

第 3 章

ごみ処理の現状と課題

第1節 ごみ処理の変遷

本市は、旧安来市、旧広瀬町および旧伯太町の1市2町の新設合併により、平成16年10月1日に誕生した市である。本市の廃棄物処理行政におけるこれまでの歴史の変遷については、図表3-1-1に示すとおりである。

図表3-1-1 廃棄物処理行政の主な変遷

年月	主な歴史の変遷	
	地域	トピックス
昭和61年2月	旧伯太町	伯太一般廃棄物最終処分場竣工
昭和63年3月	旧広瀬町	広瀬一般廃棄物最終処分場竣工（前処理施設）
平成3年3月	旧伯太町	伯太一般廃棄物最終処分場施設整備（伯太農産廃棄物処理施設） ※現「伯太一般廃棄物最終処分場前処理施設」
平成3年3月	旧広瀬町	広瀬一般廃棄物最終処分場竣工（最終処分場）
平成3年11月	旧安来市	不燃物の4種分別を導入
平成5年3月	旧安来市	高尾クリーンセンター及びクリーンセンター穂日島竣工
平成6年7月	旧安来能義広 域行政組合	清瀬クリーンセンター竣工
平成14年4月	旧安来市	15種分別を導入
平成16年10月	全地域	旧安来市、旧広瀬町、旧伯太町の新設合併により、安来市が誕生
平成18年4月	全地域	ごみ分別区分の統一（16種分別）
平成18年11月	全地域	伯太一般廃棄物最終処分場施設整備（水処理施設）
平成19年3月	全地域	清瀬クリーンセンター積替施設竣工 広瀬一般廃棄物最終処分場施設整備（水処理施設等）
平成19年4月	全地域	可燃ごみの焼却処理民間委託開始
平成25年3月	全地域	汚泥再生処理センター（対仙浄園）竣工

◆可燃ごみの処理

- ・市町村合併以前より、旧安来能義広域行政組合（構成市町村：旧安来市、旧広瀬町、旧伯太町）による広域処理を行っていた。
- ・同組合では、平成6年度に焼却施設（清瀬クリーンセンター）を整備し、可燃ごみの焼却処理を行ってきたが、市町村合併を契機に同組合が解散（平成16年9月30日）したため、新生安来市による同施設の事務および施設の所有権の承継により、引き続き清瀬クリーンセンターにて可燃ごみの処理を行っていた。
- ・新たな可燃ごみ処理体制の検討及び構築が完了するまでの暫定措置として、平成19年度より可燃ごみの民間業者への焼却処理委託を開始した。これにあわせて、休止した清瀬クリーンセンターの敷地内に民間業者へ可燃ごみを移送のための積み替え中継施設を整備し、平成18年

度末に竣工している。

◆その他のごみ処理

- ・可燃ごみ以外のごみについては、市町村合併以前より、旧市町による単独処理が行われており、合併以前に整備された施設（粗大ごみ処理施設、最終処分場施設）が存在することから、市町村合併後においても、暫定的に同様の処理体制を採用している。ごみ処理の詳細については後段において別途説明を行っているが、概略については以下に示すとおりである。
- ・安来地域（旧安来市管内）では、平成4年度に竣工した粗大ごみ処理施設（高尾クリーンセンター）にて金属類および粗大ごみ等の処理を行っており、資源化が困難な破碎残渣および処理残渣については、同じく平成4年度に竣工した最終処分場施設（クリーンセンター穂日島）にて埋立処分を行っていたが、現在は広瀬地域の最終処分場施設（広瀬一般廃棄物最終処分場）にて埋立処分を行っている。
- ・広瀬地域（旧広瀬町管内）では、昭和62年度に竣工した最終処分場前処理施設（広瀬一般廃棄物最終処分場前処理施設）にて缶類の圧縮処理を行っており、資源化が困難なごみおよび焼却残渣については、平成2年度に竣工した最終処分場施設（広瀬一般廃棄物最終処分場）にて埋立処分を行っている。
- ・伯太地域（旧伯太町管内）では、平成2年度に竣工した廃棄物処理施設（伯太一般廃棄物最終処分場前処理施設）にて缶類の圧縮処理を行っており、資源化が困難なごみおよび焼却残渣については、昭和60年度に竣工した最終処分場施設（伯太一般廃棄物最終処分場）にて埋立処分を行っていたが、現在は広瀬地域の最終処分場施設（広瀬一般廃棄物最終処分場）にて埋立処分を行っている。

◆その他（分別区分）

- ・旧安来市では、平成3年11月より、不燃物の『4種分別』を導入していたが、平成14年4月からは、さらにリサイクルの推進を図るため、可燃ごみを含めて『15種分別』が導入されることとなった。
- ・一方、旧広瀬町および旧伯太町では、それぞれに『13種分別』が採用されていたことに鑑み、新生安来市として、リサイクルの推進を図ることを目標に、平成18年4月より、ごみの分別方法を統一するとともに、『16種分別』を導入している。

第2節 ごみ処理の現況

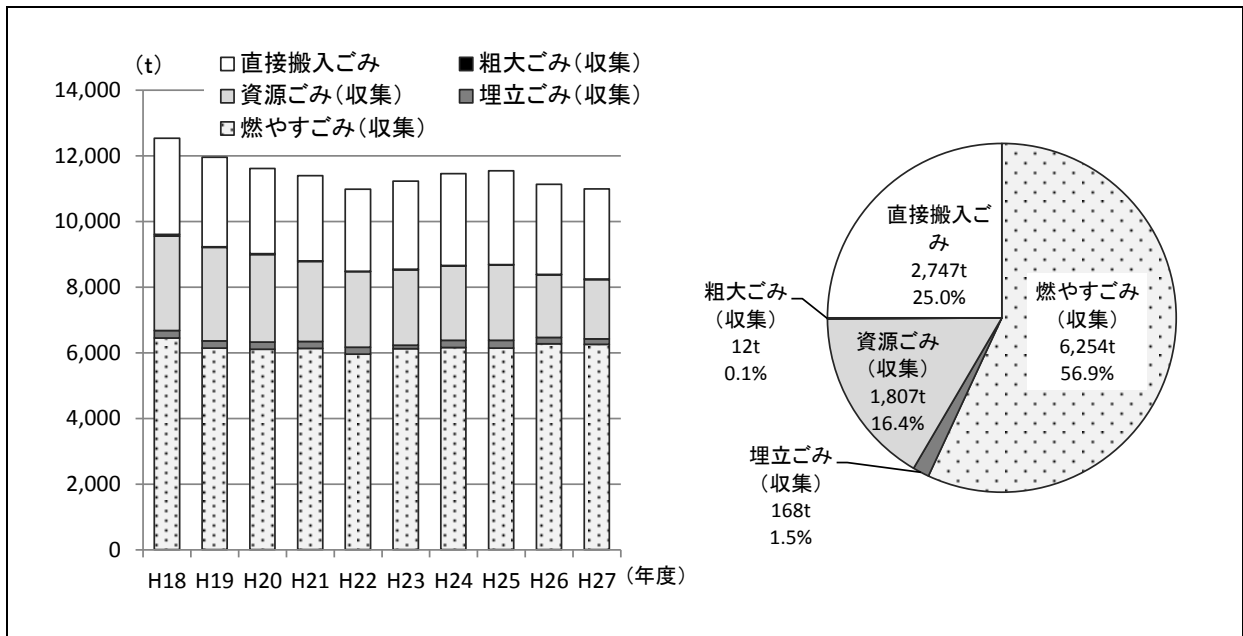
1. ごみ排出量の推移

本市において排出されるごみ量の推移は図表3-2-1に示すとおりである。過去10ヶ年の推移では、概ね減少傾向を示しており、平成22年度から増加に転じたものの平成26年度以降は再度減少傾向となっている。平成27年度のごみ排出量は、平成22年度とほぼ同量である。

また、平成27年度のごみ排出量は10,988tであるが、その内訳は、燃やすごみが56.9%、埋立ごみが1.5%、資源ごみ*が16.4%、粗大ごみが0.1%、直接搬入ごみが25.0%となっている。

近年においては、出版物や新聞等を主とした紙媒体の発行部数が減少するなどの影響もあり、資源ごみの占める割合が年々減少しているのが特徴である。

図表3-2-1 ごみ排出量の推移と収集形態別割合（平成27年度）

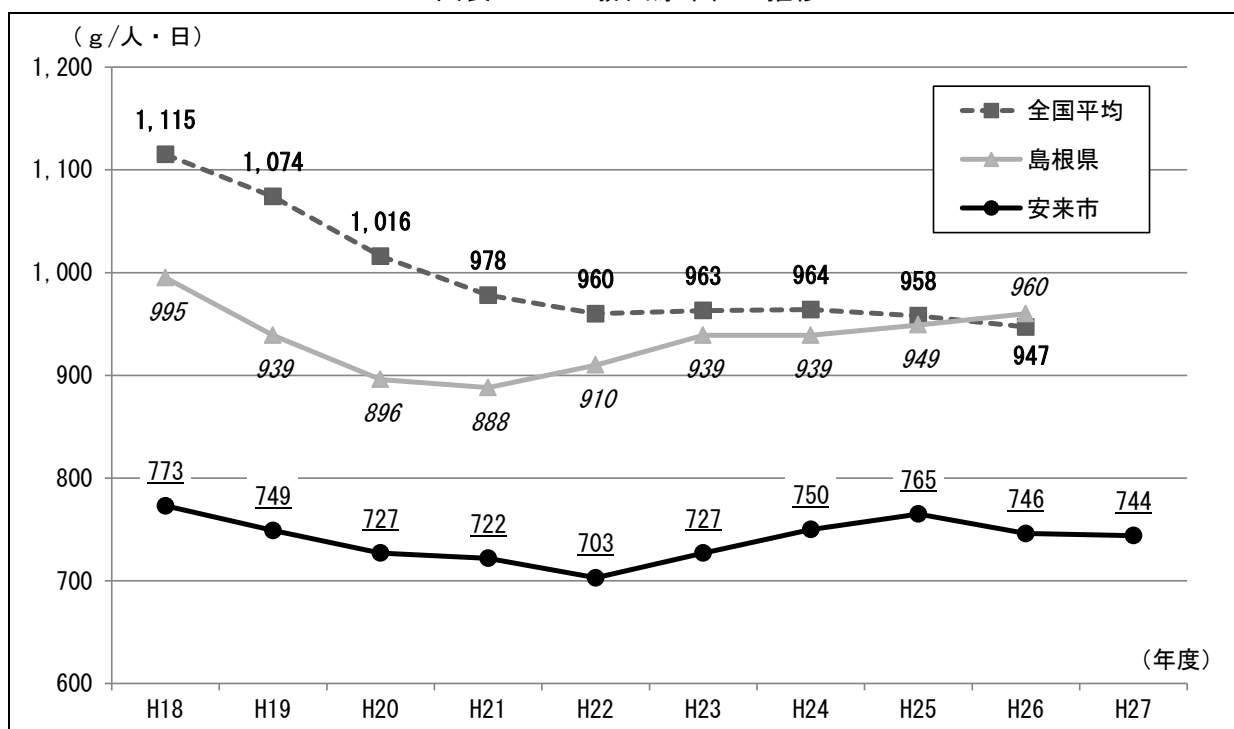


資源ごみとは、平成18年4月に導入した16種分別のうち、リサイクルすることを目的に分別収集される①その他の紙類、②缶類(飲料用)、③金属類、④ペットボトル、⑤プラスチック類、⑥ビン類(飲食用)、⑦新聞・新聞チラシ、⑧書籍・雑誌・冊子、⑨ダンボール、⑩衣類、⑪牛乳パック、⑫蛍光管・体温計、⑬板ガラスの総称とする。

ごみ排出量を市民一人一日当たりの排出量（以下「排出原単位」という。）に換算した場合、本市の排出原単位は、平成27年度において約744g/人・日となる（図表3-2-2）。

これは、島根県平均の960g/人・日（H26）に比べ低い水準であるが、近年緩やかな増加傾向にある。

図表 3-2-2 排出原単位の推移

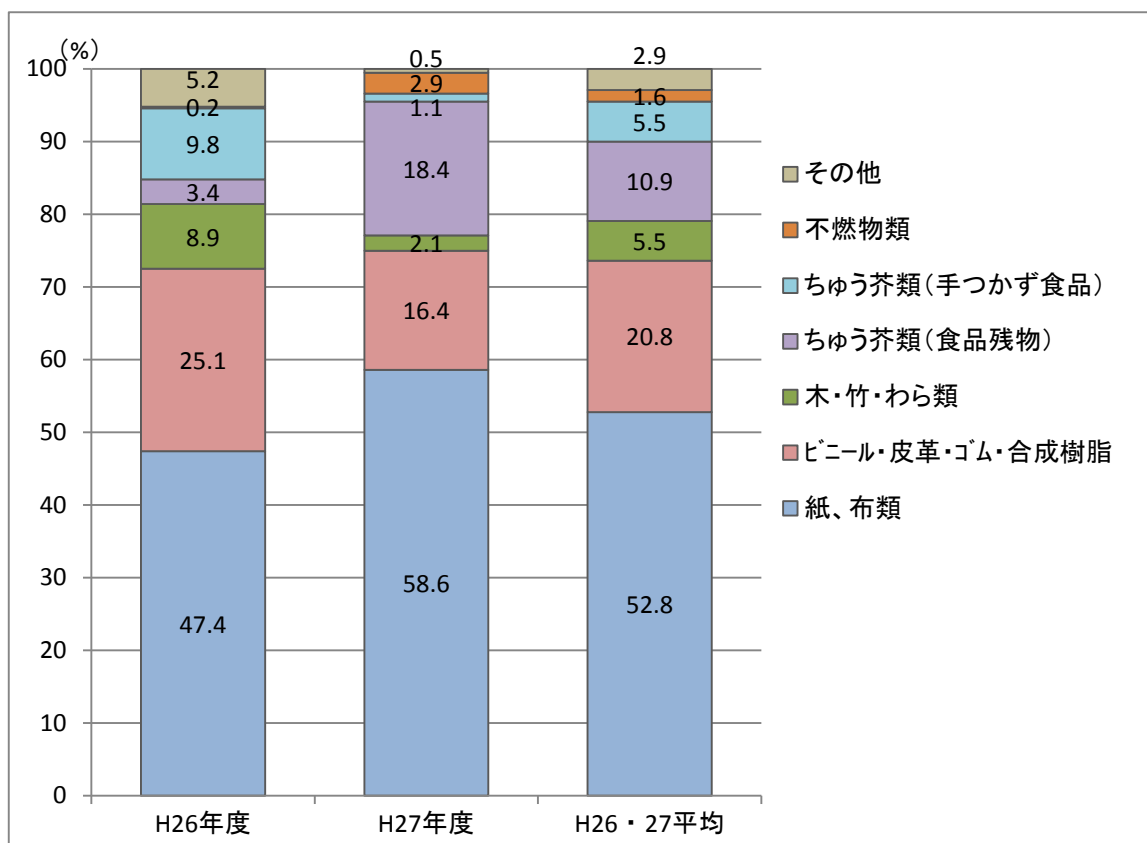


2. ごみの性状

平成26年度及び平成27年度の燃やすごみの種類組成（乾ベース）をみると、約半分が紙・布類となっている。次いで多いのはビニール・皮革・ゴム・合成樹脂で約20%、さらに生ごみが約15%と続く。

生ごみについては、賞味期限切れ等で食材として使われずにごみに排出された手つかず食品も分類しており、全体の約5%、生ごみ中の約1/3を占めている。

図表 3-2-3 燃やすごみの種類組成割合（乾ベース）



3. ごみの減量・再資源化の実績

3-1 行政主体の減量・再資源化

(1) 燃やすごみ等の減量・再資源化

本市では、市民や事業者に対して啓発等を行いごみの減量を推進している。また、燃やすごみは民間業者へ委託しており、焼却処理によって約94%を減容している。

燃やすごみの処理残渣として排出される焼却灰及びばいじんは、全量をセメント原料として資源化を行っている。

(2) 分別収集による再資源化

本市では、再資源化が可能なごみを資源ごみとして分別収集し、直接資源化または選別、異物除去、圧縮・梱包等を行ったうえで再資源化を行っている。また、粗大ごみを分別収集し、破碎・選別処理等によって金属等の資源物を回収している。

図表 3-2-4 行政主体の再資源化実績

	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
紙類 (t)	1,754	1,721	1,602	1,235	1,160	1,195	1,102	1,035	862	743
紙パック (t)	0	0	0	7	6	6	6	6	5	4
紙製容器包装 (t)	0	8	7	173	166	158	179	138	162	154
金属類 (t)	366	307	258	271	224	214	179	176	204	220
ガラス類 (t)	299	278	261	246	125	163	128	178	106	101
ペットボトル (t)	59	58	54	52	53	49	48	46	40	38
容器包装プラスチック (t)	537	535	508	0	0	0	0	0	0	0
プラスチック類 (t)	0	0	0	473	454	470	464	437	423	436
布類 (t)	44	91	99	49	50	52	53	42	42	62
焼却灰・飛灰のセメント原料化 (t)	0	0	0	594	567	603	582	572	605	474
その他 (t)	263	140	140	212	225	257	278	0	229	261
合計 (t)	3,322	3,138	2,929	3,312	3,030	3,167	3,019	2,630	2,678	2,493

3-2 市民・事業者主体の減量・再資源化

(1) 生ごみ堆肥化による排出抑制

本市では「安来市生ごみ堆肥化装置設置費補助事業」を実施し、市民が生ごみ堆肥化装置を購入した際の費用を一部補助してきた。平成16年10月の合併前では旧安来市において昭和62年度から補助事業を実施しており、合併後となる平成17年度以降の累計補助件数は525件である。

これによって、市民が主体的に行うごみの減量化と有効利用の促進が図られてきている。

図表 3-2-5 生ごみ堆肥化装置設置費補助実績

	H17	H18	H19	H20	H21	H22
非電気式	22	31	37	32	15	22
電気式	74	29	37	36	34	18
計	96	60	74	68	49	40
	H23	H24	H25	H26	H27	累計
非電気式	27	14	12	12	11	235
電気式	18	16	8	13	7	290
計	45	30	20	25	18	525

図表 3-2-6 安来市生ごみ堆肥化装置設置費補助事業の概要

補助対象	補助率		
	装置の種類	補助率	補助限度額
1. 市内に住所を有する世帯であること 2. 市内の販売店で購入した装置であること 3. 電源を必要とするものについては、過去 5 年以内に補助金の交付を受けていないこと 4. 電源を必要とするものについては、過去 5 年以内に補助金の交付を受けた機器を故障で買い替えるとき 5. 電源を必要としないものについては、過去 3 年以内に 2 基までの補助金の交付を受けていないこと	電源を必要としない装置	購入金額の 1/2	5 千円
	電源を必要とする装置	購入金額の 1/3	2 万 5 千円

(2) 集団回収による再資源化

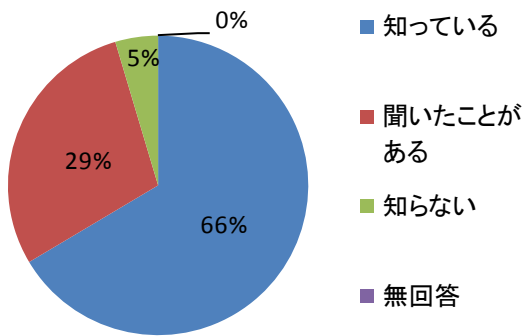
平成 16 年度の合併以前には市民が行う集団回収に対する助成金制度を設けていたが、現在では助成金制度はとりやめている。そのため、集団回収の実態は把握できていない。

(3) 店頭回収による再資源化

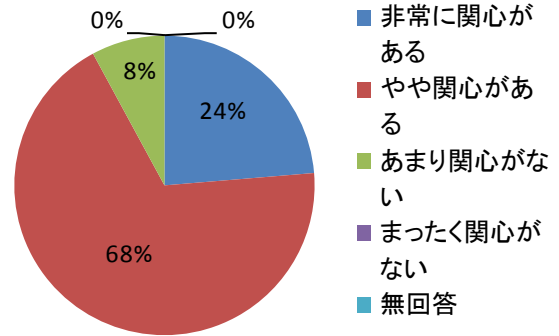
本市管内に所在する事業者のうち、島根県が実施する「しまねエコショップ」制度の認定店やごみ問題に関心の高い優良な事業者では、食品トレイや牛乳パックの店頭回収が行われており、事業者が独自にリサイクルルートの確立に努めている。

市民の声（アンケート調査結果：平成 28 年 11 月実施／200 件配布・回収率 76.5%）

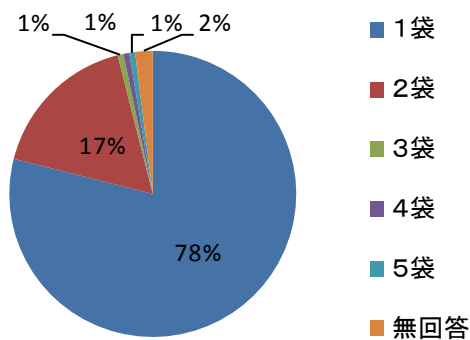
3 R について



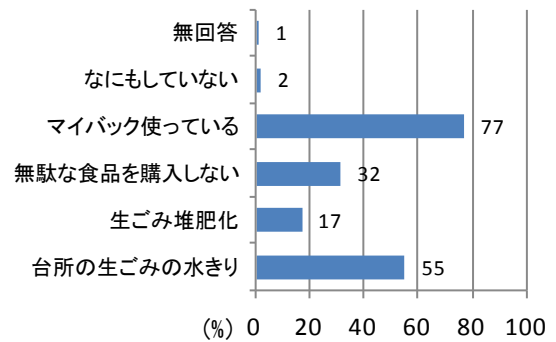
ごみの減量やリサイクルへの関心



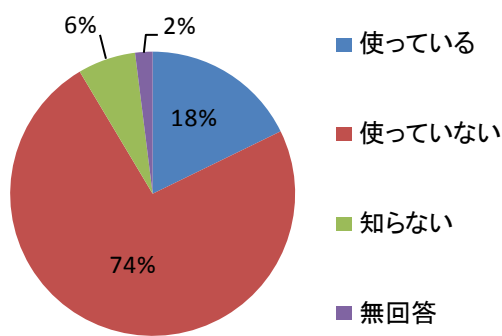
可燃ごみ 1 回に出す平均袋数



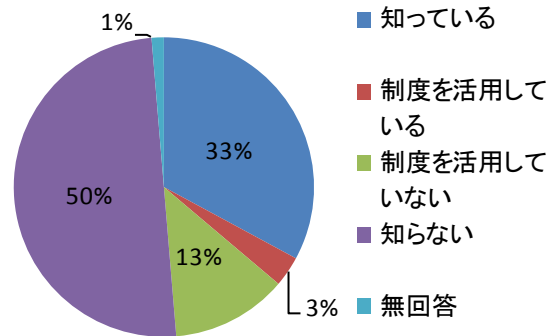
ごみ減量のために家庭で実践していること



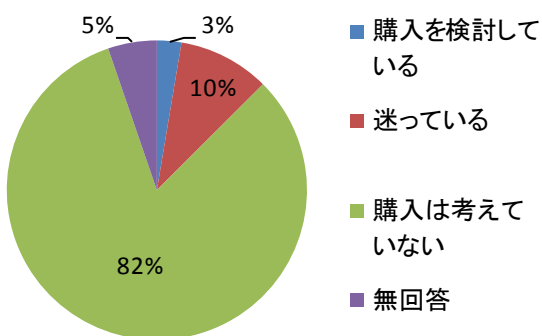
生ごみ堆肥化装置について



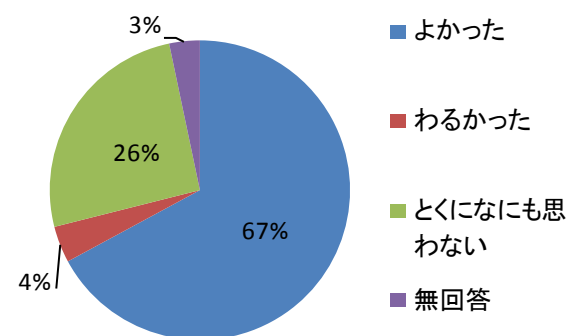
生ごみ堆肥化装置設置費補助金制度について



今後の生ごみ堆肥化装置の購入について



プラスチック類の収集回数変更について



4. ごみ処理システム

4-1 ごみの排出形態と分別区分

(1) 分別区分

本市の分別区分及び対象品目例は図表3-2-7、排出方法は図表3-2-8に示すとおりとなっている。

本市では、平成16年度の合併に伴い、旧市町村ごとに違っていた分別区分を平成18年4月に16種分別に統一し、現在もその体制を継続している。

図表3-2-7 本市の分別区分（家庭系）

ごみ分別区分	対象品目例	具体例
燃やすごみ	<ul style="list-style-type: none"> ・生ごみ類 ・皮革・繊維類 ・リサイクルできない紙類 ・草・木類 ・その他 	食べ残し、調理くず、果実の皮、魚のあら、貝殻、鳥の骨 など 靴、靴、帽子、シーツ、ぬいぐるみ、古着にならない衣類 など 防水加工してある紙、銀紙、感熱紙、紙とビニールの混合物、酒パック、紙パック(500ml未満)、臭いの強い紙 など 落ち葉、刈り草、選定枝、木くず など 汚れたプラスチック、紙おむつ、固めた天ぷら油 など
資源ごみ	その他の紙類	・雑がみ 書類、包装紙、封筒、紙箱(縦横 30cm未満)、紙袋 など
	缶類(飲料用)	<ul style="list-style-type: none"> ・スチール缶 ・アルミ缶 スチール缶 アルミ缶、ボトル缶
	金属類	<ul style="list-style-type: none"> ・金属が多く含まれる物 ・金属とプラスチックの混合物 ・電気製品類 ・刃物類 ・電池類 缶詰など金属製の缶や容器、時計、鍋、工具、カセットコンロのガス缶 など おもちゃ、電卓、フロッピーディスク、ライター、ビデオテープ など 収集袋に入る電気製品 包丁、カッター、はさみ、針、釣針 など 乾電池、充電式電池、ボタン電池 など
	ペットボトル	・飲料用ボトル ジュース、コーヒーお茶などの飲料用ボトル
	プラスチック類	<ul style="list-style-type: none"> ・プラマークがある物 ・プラスチックだけでできている物 お菓子の袋、ボトルラベル、調味料や食品容器、洗剤容器 など パケツ、ポリタンク、卵パック、キャップ、CD、発砲トレイ など
	ビン類(飲食用)	・飲食用ビン ジュース、インスタントコーヒー、海苔、調味料、飲み薬 などのビン
	新聞・新聞チラシ	<ul style="list-style-type: none"> ・新聞紙 ・新聞紙と一緒に届いた折込チラシ 新聞紙 新聞の折り込みチラシ
	書籍・雑誌・冊子	・書籍・雑誌・冊子 本、漫画、週刊誌、辞典、パンフレット など
	ダンボール	・ダンボール ダンボール、紙箱
	牛乳パック	・紙パック 牛乳、乳飲料、ジュースなどの紙パック
	衣類	・衣類 シャツ、ズボン、スカート、セーター、着物 など
	蛍光管・体温計	<ul style="list-style-type: none"> ・蛍光管・電球 ・体温計 直管型、丸型の蛍光管、電球(球の直径が 3cm以上) 水銀を使用している体温計、温度計、湿度計、血圧計
	板ガラス	・板ガラス 枠の付いていない板状のガラス
埋立ごみ	<ul style="list-style-type: none"> ・陶器・ガラス製品 ・その他 陶器やガラス製の食器類、花瓶、割れたガラス、割れビン など 食用品以外のビン(化粧品のビンなど)、鏡、ホース など	
粗大ごみ	・粗大ごみ 自転車、扇風機、ストーブ、机、ベビーカー、布団 など	

図表 3-2-8 ごみ出しの注意事項と排出方法（家庭系）

ごみ分別区分	ごみ出しの注意事項	排出方法
燃やすごみ	生ごみは水切りをする シーツや衣類は縦横 30 cm以下に切る 金属はできるだけ取り除く 剪定枝は、枝の直径 1cm以下、長さ 30cm以下 木くずは、厚さ 1 cm以下、縦横 30 cm以下	指定袋(黄色)
資源ごみ	その他の紙類	指定袋(無色透明)
	缶類(飲料用)	自治会名、氏名を記入
	金属類	指定袋(無色透明)
	ペットボトル	自治会名、氏名を記入
	プラスチック類	指定袋(無色透明)
	ビン類(飲食用)	自治会名、氏名を記入
	新聞・新聞チラシ	市販の紙ひもで束ねる
	書籍・雑誌・冊子	自治会名、氏名を記入
	ダンボール	指定袋(無色透明)
	牛乳パック	自治会名、氏名を記入
	衣類	(リサイクルステーション)
	蛍光管・体温計	指定袋(無色透明)
板ガラス	(リサイクルステーション)	
埋立ごみ	割れている物はできるだけ紙箱などに入れ、指定袋に「割れガラスあり」などと記入 ホースなど長さが長い物は、概ね 30cm以下に切る	指定袋(無色透明) 自治会名、氏名を記入
粗大ごみ	部品などの分解を行わず、そのままの状態を出す ストープなど燃料を使用するものは必ず燃料を抜く 布団など大きさのある物は丸めて 2~3 か所をひもで結ぶ 次の 4 点は自己搬入 ・成人男性が一人で運べないもの ・長さ 2mを超えるもの ・ガラスなど割れ物が使われているもの ・衛生用品	収集券を貼る 申込による戸別収集 または施設搬入

排出方法については、燃やすごみ、埋立ごみ及び資源ごみのうちその他の紙類、缶類、金属類、ペットボトル、プラスチック類、ビン類には指定袋制度を導入しているほか、粗大ごみは申込制による戸別収集を行っており、排出の際は収集券を購入し貼ることとしている。

また、衣類、蛍光管・体温計、板ガラスについては、市内25箇所に設置しているリサイクルステーションに排出することとしている。

図表 3-2-9 ごみの搬入ができる本市施設と搬入方法

分別区分	出し方	清瀬クリーンセンター	高尾クリーンセンター	広瀬一般廃棄物最終処分場 伯太一般廃棄物最終処分場
燃やすごみ	中の見える袋	○		
その他の紙類		○		
缶類（飲料用）			○	○
金属類			○	○
ペットボトル			○	○
プラスチック類			○	○
ビン類（飲食用）			○	○
新聞・新聞チラシ	紙ひも		○	
書籍・雑誌・冊子			○	
ダンボール			○	
牛乳パック			○	
衣類	中の見える袋		○	
蛍光管・体温計	そのまま		○	○
板ガラス			○	○
埋立ごみ	中の見える袋		○	○
粗大ごみ	そのまま		○	○
畳			○	
剪定枝	※1		○	
木くず	※2		○	
ペットなどの小動物	※3	○		

※1 直径1cmを超える枝は全て切り落とす。長さ2m以内、直径50cm以内に束ねる。

※2 長さを概ね60cm以下にする。太さ厚さは制限ない。

※3 ペットが亡くなった場合は、原則として飼い主で対応、市に処理を委託した場合遺骨の受け取りなどは不可。

(2) 収集頻度

収集頻度は図表3-2-10に示すとおりであり、資源ごみのうち衣類、蛍光管・体温計、板ガラスについてはリサイクルステーションに随時排出可能としているほか、粗大ごみは申込制の戸別収集を行っている。

図表 3-2-10 ごみの収集頻度

ごみ分別区分		収集頻度	曜日等	
			A地区	B地区
燃やすごみ		週2回	月木	火金
資源ごみ	プラスチック類	週1回	水	
	その他の紙類	月2回	第1・3水	第2・4水
	ダンボール	月1回	第3火	第1木
	缶類（飲料用）		第1火	第3木
	ビン類（飲食用）	第2火		
	ペットボトル		第4火	第2木
	新聞・新聞チラシ			
	金属類			
	書籍・雑誌・冊子			
	牛乳パック			
	衣類	随時（リサイクルステーション）		
	蛍光管・体温計			
板ガラス				
埋立ごみ		月1回	第2火	第4木
粗大ごみ		申し込みによる戸別収集 収集は1世帯年2回まで 1回3個まで		

※事業系ごみの収集を依頼するには、市に申請の上「事業系ごみ収集券」の購入が必要。

(3) 処理手数料等

本市では、指定袋制度及び収集券を導入しており、施設搬入手数料とあわせて図表3-2-11及び3-2-12に示すとおり市民にごみ処理費用の一部負担をお願いしている。

図表 3-2-11 収集指定袋・粗大ごみ収集券価格

分別区分	色	種類	1枚あたり価格（税抜）
燃やすごみ	黄色半透明 （青文字）	大 45ℓ	43円
		中 30ℓ	34円
		小 15ℓ	24円
資源ごみ 埋め立て	無色透明 （青文字）	大 45ℓ	34円
		中 30ℓ	29円
		小 15ℓ	24円
粗大ごみ		収集券	477円
事業系ごみ	水色	収集券	95円

図表 3-2-12 市の施設への搬入手数料

区分	搬入手数料（税抜）	
	100kgまで	100kgを超える物
家庭系ごみ	381円	+50kgごとに191円加算
事業系ごみ	1,524円	+50kgごとに762円加算

4-2 ごみの中間処理と処分

(1) ごみ処理の流れ

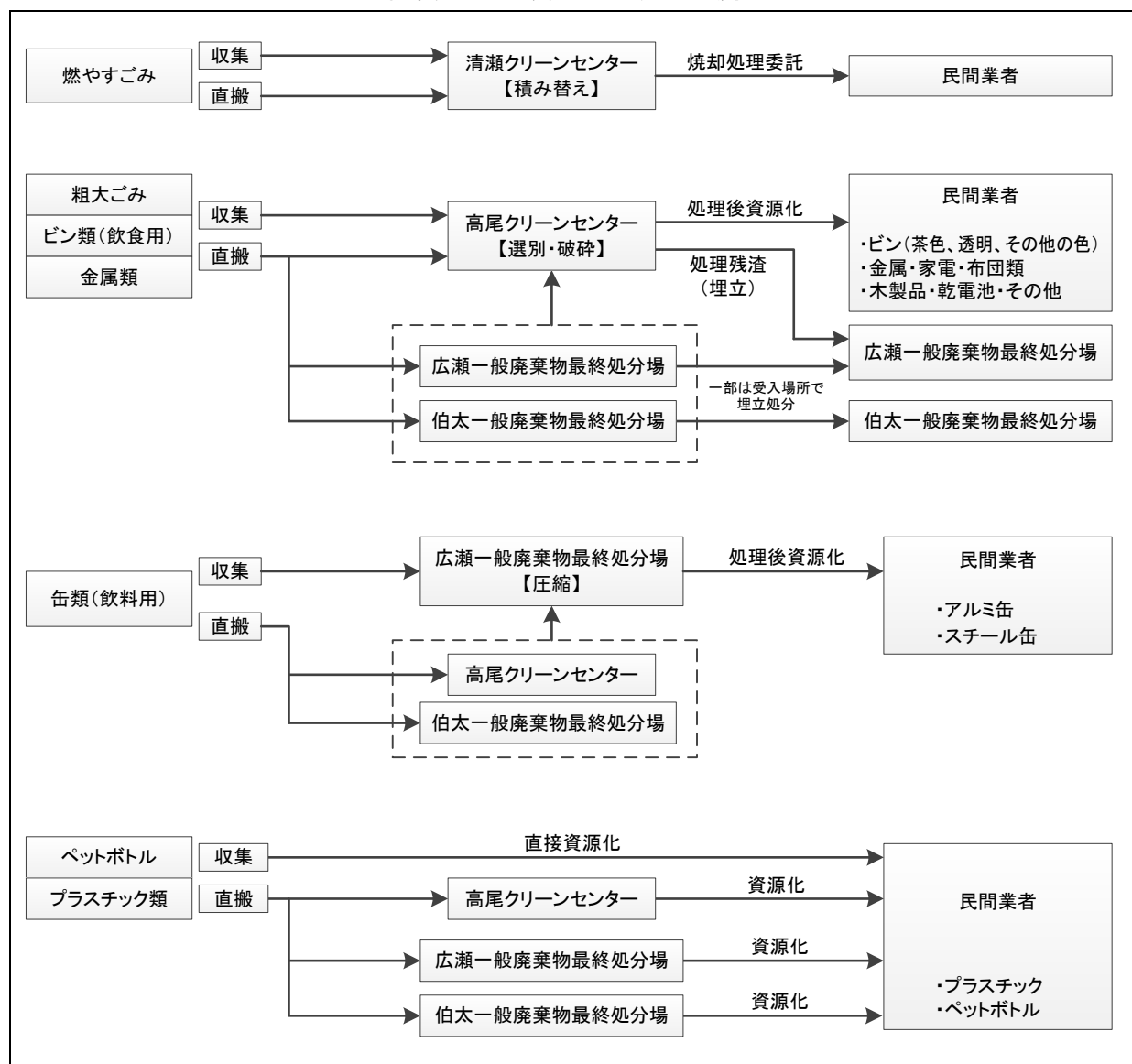
本市におけるごみ処理フローについては、図3-2-13に示すとおりである。

燃やすごみについては、民間業者への委託処理を行っており、清瀬クリーンセンターを中継・積替施設としている。燃やすごみの処理残渣として発生する焼却灰及びばいじんについては、セメント原料化による資源化が行われている。

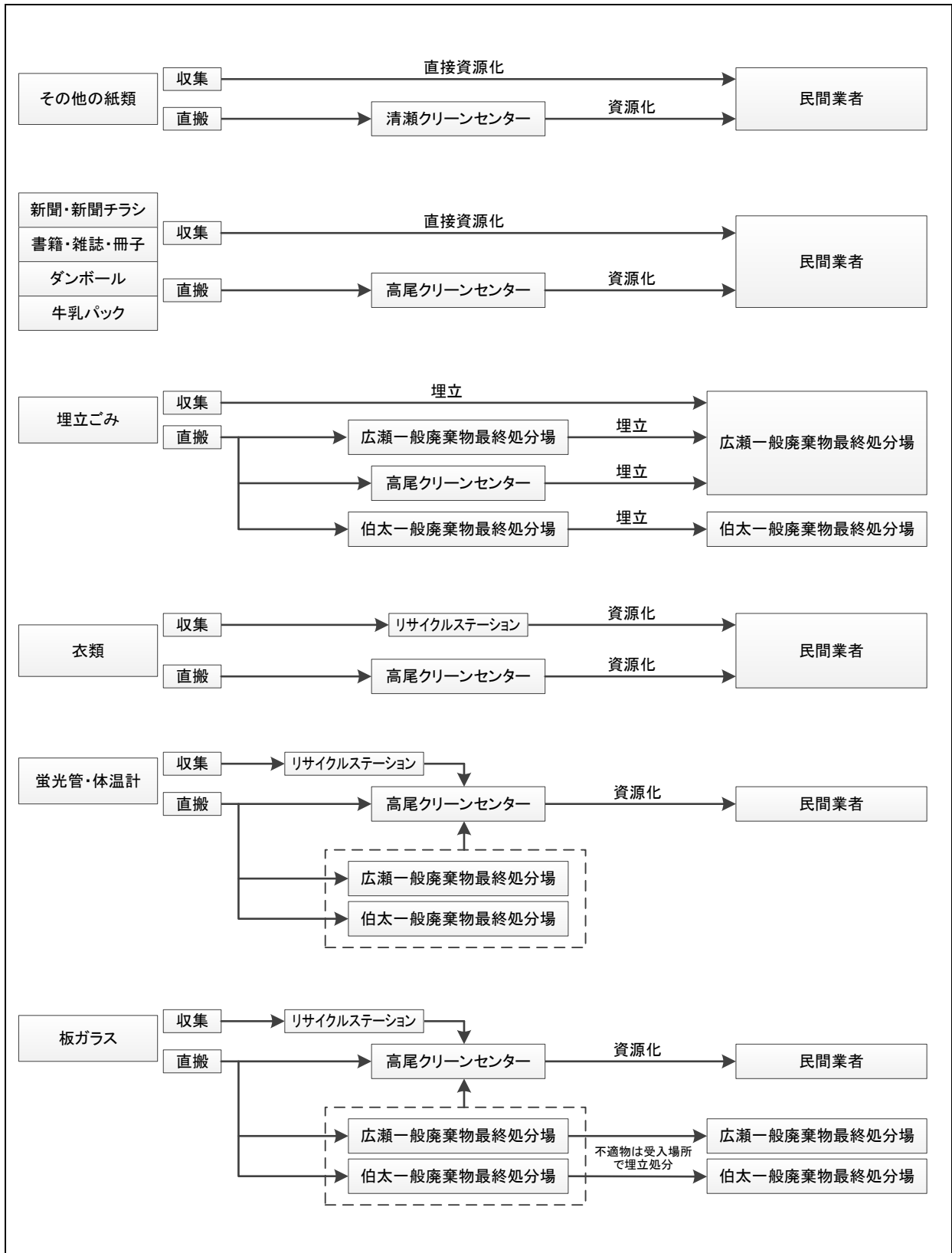
燃やすごみ以外のごみについては、粗大ごみ及び金属類を高尾クリーンセンターにて破碎選別処理を行い、回収した資源物は民間業者へ引き渡し、残渣は広瀬一般廃棄物最終処分場に埋立処分している。また、ビン類は高尾クリーンセンターにおいて色選別を行い、缶類は広瀬一般廃棄物最終処分場の前処理施設にて選別圧縮処理を行っている。

埋立ごみは、破碎処理等の中間処理を行うことなく、直接最終処分場への埋立処分を行っている。その他のごみについては、直接資源化または各施設で一時保管後に資源化を行っている。

図表 3-2-13(1) ごみ処理の流れ



図表 3-2-13(2) ごみ処理の流れ



(2) 処理施設の概要

① 中間処理施設

本市が管理する中間処理施設の概要は図表3-2-14に示すとおりである。

本市では平成19年度から燃やすごみの処理は民間業者に委託しており、それまで処理を行っていた清瀬クリーンセンターは運転を休止している。

資源ごみ及び粗大ごみは、高尾クリーンセンター、広瀬一般廃棄物最終処分場（前処理施設）及び伯太一般廃棄物最終処分場（前処理施設）の3つの施設で処理を行っている。高尾クリーンセンターでは金属類及び粗大ごみの破碎選別処理とビン類の色選別を行っている。また、広瀬一般廃棄物最終処分場（前処理施設）では缶類の選別圧縮処理を行っている。

図表 3-2-14 中間処理施設の概要

施設名	清瀬クリーンセンター【休止】	高尾クリーンセンター
所在地	清瀬町 10-1	清瀬町高尾 497-3
竣工	平成6年7月	平成5年3月
処理対象	(燃やすごみ)	金属類、粗大ごみ、ビン類
処理能力	52t/日 (26t/16h×2 炉)	20 t /日 (5h)
処理方式	准連続燃焼式流動床炉	破碎, 選別 (磁力選別, トロンメル, 風力選別, アルミ選別), 減容固化
施設名	広瀬一般廃棄物最終処分場 (前処理施設)	伯太一般廃棄物最終処分場 (前処理施設)
所在地	広瀬町下山佐 1473-3	伯太町東母里 2387-6
竣工	平成3年3月	平成3年3月
処理対象	缶類	缶類
処理能力	4.5 t /日	6.9 t /日
処理方式	選別, 圧縮	選別, 圧縮

② 積替え施設

燃やすごみ処理の民間委託に伴い、本市では収集した燃やすごみを大型運搬車（10tパッカー車）に積み替え、委託先まで移送するための中継施設を整備している。

中継施設は清瀬クリーンセンター内に整備し、概要は図表3-2-15に示すとおりである。

図表 3-2-15 積替え施設の概要

施設名	清瀬クリーンセンター
所在地	清瀬町 10-1
敷地面積	約 4,300m ²
竣工	平成19年3月
対象	燃やすごみ
排出能力	1 m ³ /分
排出方式	回転式排出ゲート+排出コンベア

③ 最終処分場

本市では一般廃棄物の最終処分を担う施設として、広瀬一般廃棄物最終処分場、伯太一般廃棄物最終処分場及びクリーンセンター穂日島の3つを管理運営しており、概要は図表3-2-16に示すとおりである。

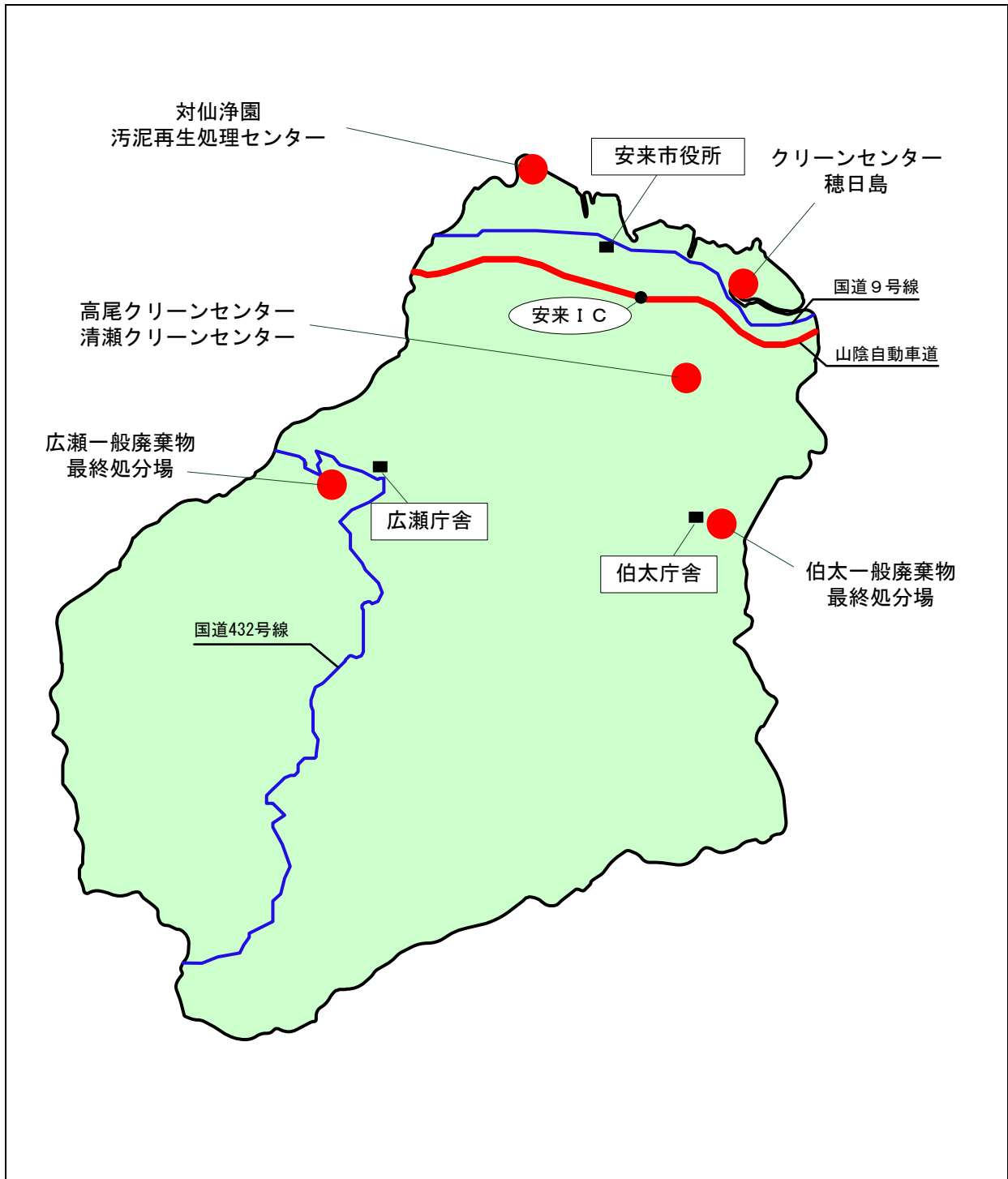
広瀬一般廃棄物最終処分場では、埋立ごみの分別区分で収集したごみ及び高尾クリーンセンターで発生する中間処理残渣を埋立している。伯太一般廃棄物最終処分場では、現在は資源化しているその他の色のビン類を平成27年度末まで埋立していた。また、伯太一般廃棄物最終処分場、クリーンセンター穂日島は、残余容量が残っているものの現在ごみの搬入は行っていない。埋立場の状況等を鑑み計画のとおり順次埋立処分を行う。

図表 3-2-16 最終処分場の概要

施設名	広瀬一般廃棄物最終処分場	伯太一般廃棄物最終処分場	クリーンセンター穂日島
所在地	広瀬町下山佐 1473-3	伯太町東母里 2387-6	穂日島町 491
竣工	平成3年3月	昭和61年2月	平成5年3月
埋立対象	焼却灰、埋立ごみ、不燃物	焼却灰、埋立ごみ、不燃物	焼却灰、埋立ごみ、不燃物
埋立面積	4,100 m ²	9,979 m ²	19,000 m ²
埋立容量	25,157 m ³	21,032 m ³	53,115 m ³
残余容量	7,526 m ³	5,438 m ³	38,436 m ³

※残余容量はいずれも平成27年度末時点の容量

図表 3-2-17 施設の位置

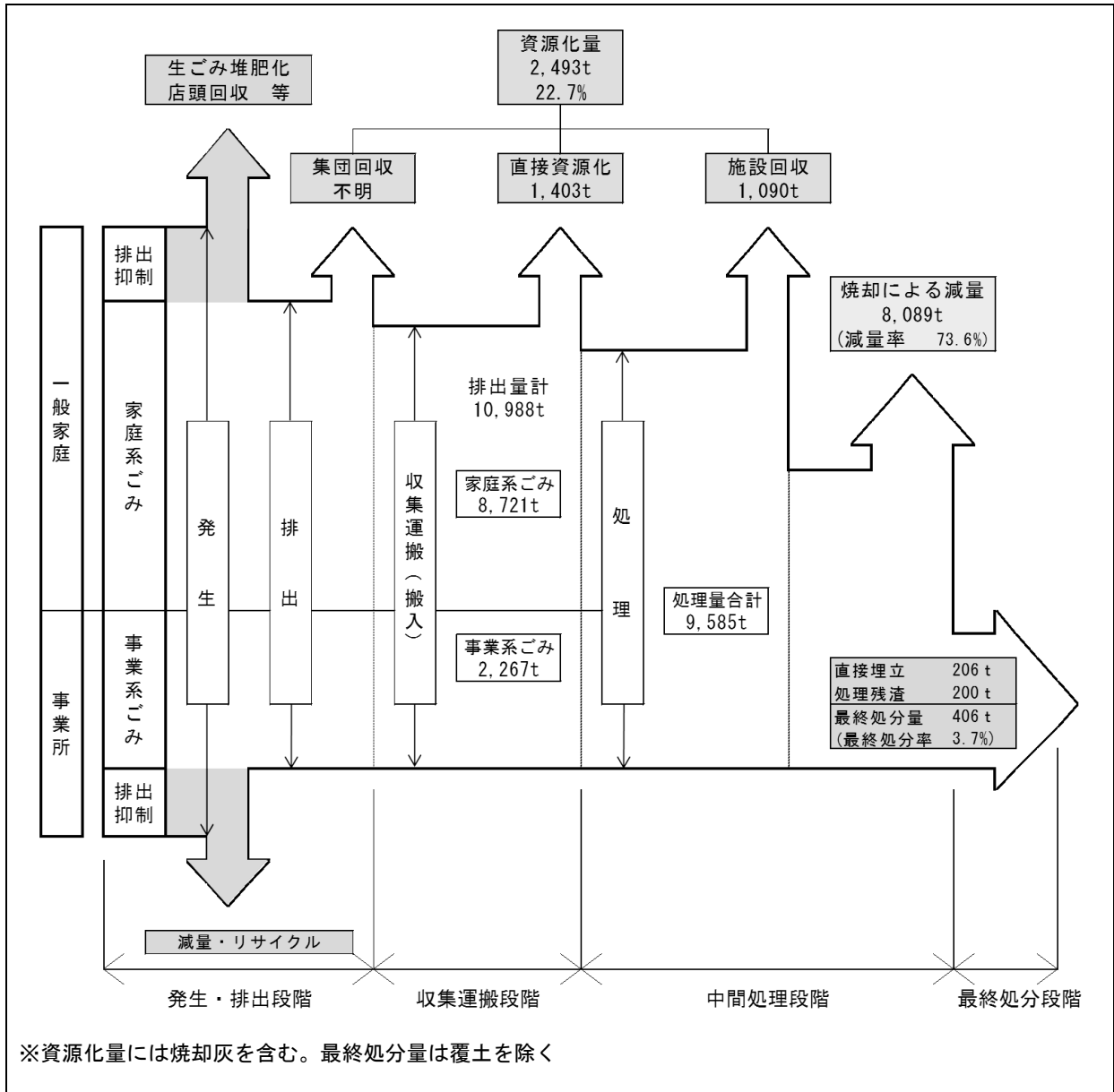


5. ごみの減量・再資源化・最終処分まとめ

これまでに示した各々の施策等によるごみ減量・資源化量について、ごみの発生・排出、収集・運搬、中間処理、最終処分の段階別に示すと、図表3-2-18のとおり整理することができる。

これによると、平成27年度における本市のリサイクル率は約22.7%、減量化率は約73.6%である。また、最終処分率は約3.7%であり、中間処理の推進および資源化の促進により、最終処分率は低く抑えられている。

図表 3-2-18 ごみ減量・再資源化・最終処分のまとめ（平成27年度）

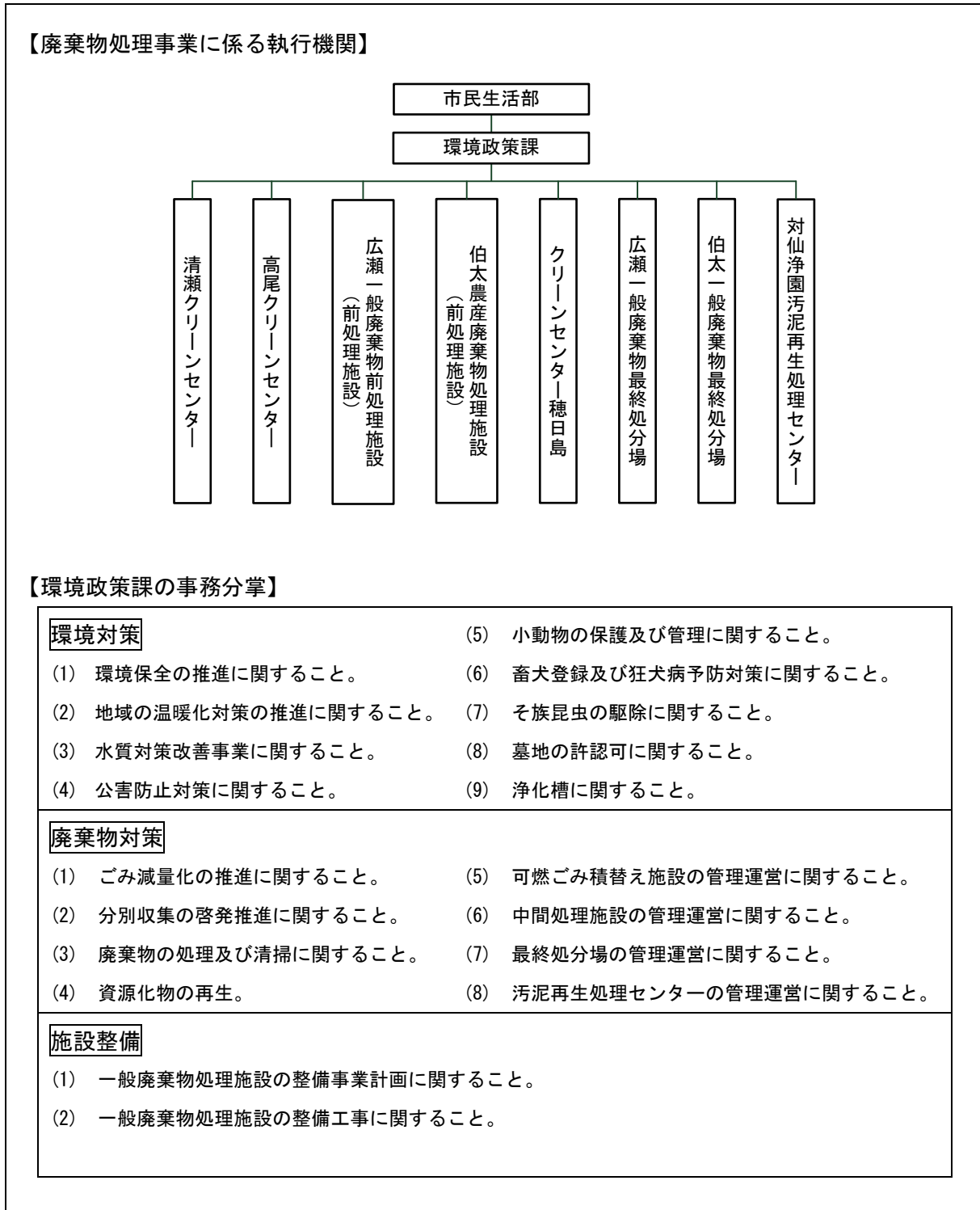


6. ごみ処理行財政の実績

6-1 環境行政の組織

廃棄物処理事業に係る本市の執行機関及び担当課である環境政策課の事務分掌については、図表3-2-19に示すとおりである。

図表3-2-19 廃棄物処理事業に係る執行機関と事務分掌（平成28年4月1日現在）



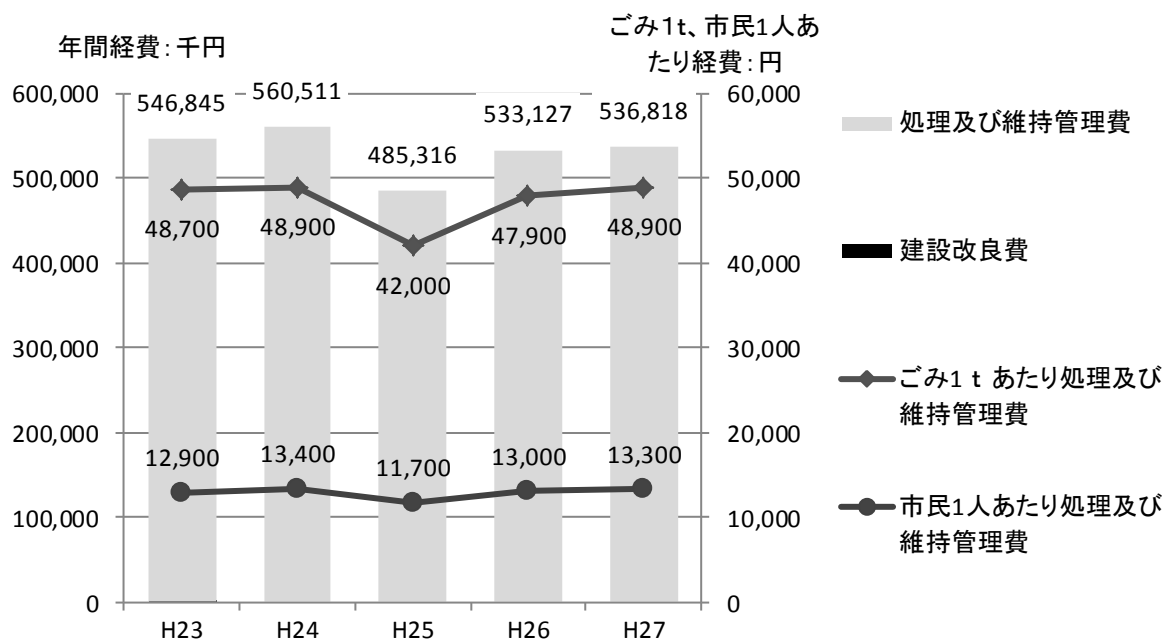
6-2 ごみ処理経費

ごみ処理に係る年間経費は、概ね5～6億円の範囲で概ね横ばいで推移しており、平成27年度の経費は約5.4億円となっている。

ごみ1tあたりの処理及び維持管理費をみると、5万円/t下回る程度で推移しており、市民1人あたりの年間処理及び維持管理費では概ね13,300円/人となっている。

図表 3-2-20 ごみ処理に要する経費等の推移

			H23	H24	H25	H26	H27
建設改良費	工事費	千円/年	420	0	0	0	0
	調査費	千円/年	0	0	0	0	0
		千円/年	420	0	0	0	0
処理及び維持管理費	人件費	千円/年	55,637	51,374	22,223	23,139	23,052
	処理費	千円/年	22,733	59,852	25,946	41,161	50,539
	車両等購入費	千円/年	0	0	0	0	0
	委託費	千円/年	464,458	449,285	437,147	468,827	463,227
	調査研究費	千円/年	3,597	0	0	0	0
	千円/年	546,425	560,511	485,316	533,127	536,818	
合計	千円/年	546,845	560,511	485,316	533,127	536,818	
ごみ1tあたり処理及び維持管理費	円/t	48,700	48,900	42,000	47,900	48,900	
市民1人あたり処理及び維持管理費	円/人	12,900	13,400	11,700	13,000	13,300	



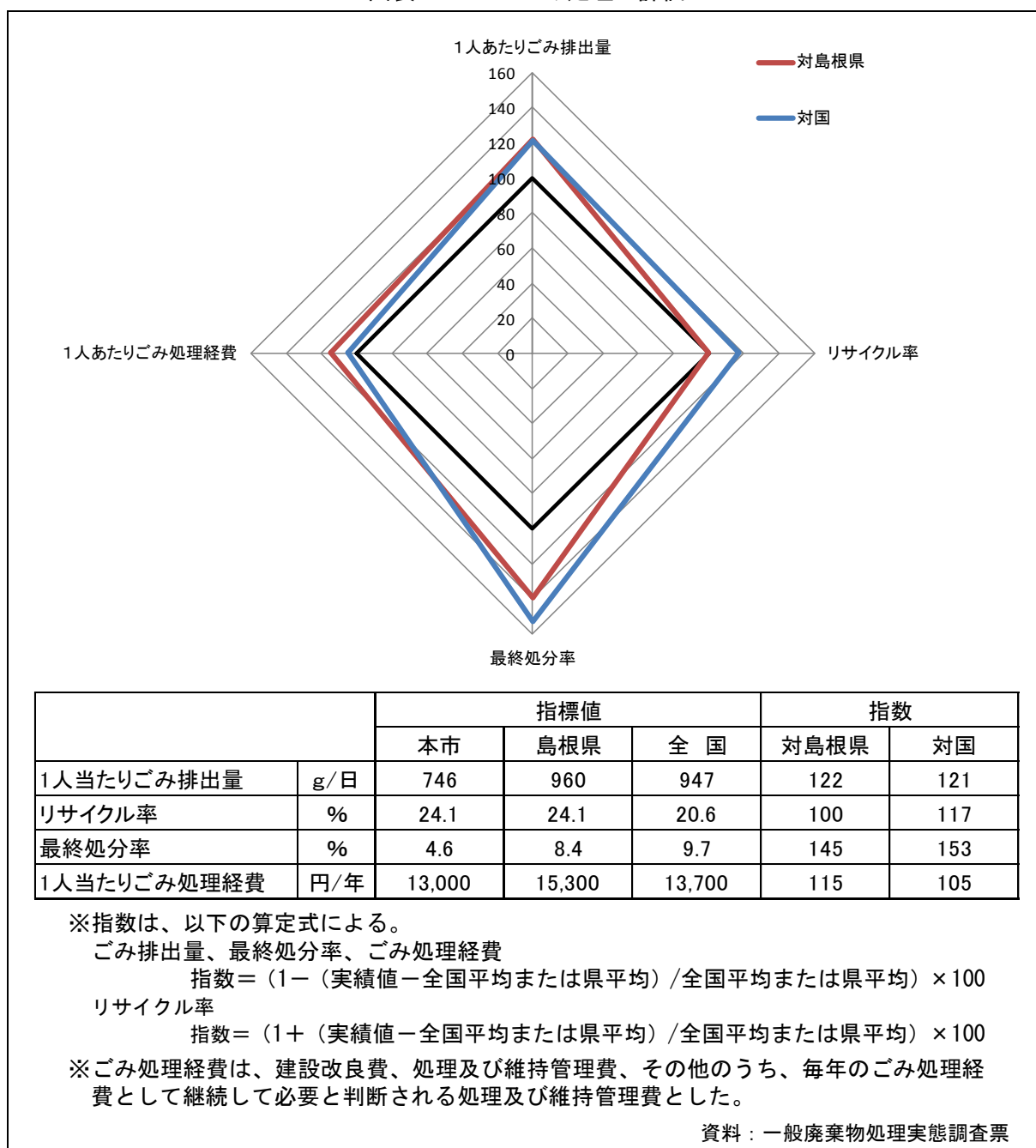
資料：一般廃棄物処理事業実態調査票

6-3 ごみ処理の評価

本市のごみ処理について、平成26年度実績を基に4つの指標（排出量、再資源化率、最終処分率、ごみ処理経費）について、全国平均、島根県平均と比較して評価した。具体的には、全国平均値あるいは島根県平均値を100として本市値を指数化し、レーダーチャート図として示した。なお、レーダーチャートに示される四角形が大きいほど良好な状況にあることを示す。

本市の評価は、4つの指標のうち全国平均、島根県平均を下回るものがなく、非常に良好なごみ処理が行われている。

図表 3-2-21 ごみ処理の評価



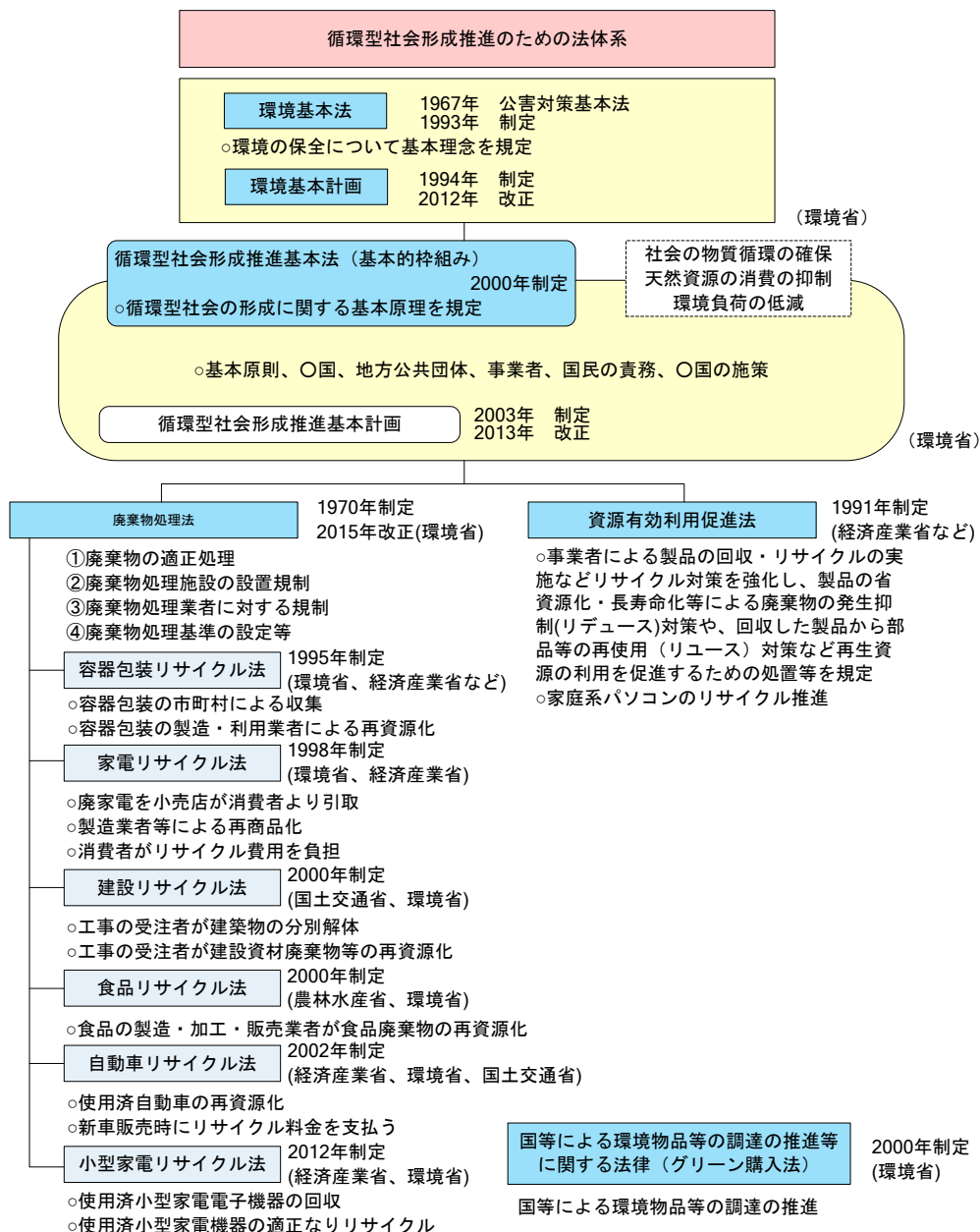
第3節 関係法令の動向と上位計画

1. 関係法令等の動向

国においては、循環型社会形成推進基本法（以下「循環基本法」という。）を平成12年6月に制定した。循環基本法において廃棄物の処理に関しては、第一に発生抑制、第二に再使用、第三に再生利用、第四に熱回収、最後に適正処理を行うとする優先順位が示されており、ごみの減量が最も重要視されている。また、循環基本法と一体的に廃棄物処理法についても改正が行われ、さらに、リサイクル関連個別法も公布・施行されている。

近年においては、東日本大震災における災害廃棄物問題を契機に、廃棄物処理法が改正され、非常災害時における廃棄物の適正な処理に関する事項が追加されている。

図表 3-3-1 循環型社会形成推進のための法体系



2. 上位計画

2-1 廃棄物処理法に基づく基本方針

廃棄物処理法に基づき平成13年5月に「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」（以下「基本方針」という。）が策定された。

その後「基本方針」は平成17年5月に一部改正、平成22年12月、平成28年1月に変更がなされ、平成32年度を目標年度とする廃棄物の減量化、資源化および最終処分目標量について示されている。なお、一般廃棄物に係る数値目標については、図表3-3-2に示すとおりであり、平成24年度ごみ排出量に対し、平成32年度に約12%削減、再生利用量を27%に増加したうえで、最終処分量を平成24年度から約14%削減する。また、1人1日当たりの家庭系ごみ排出量を500グラムとすることを目標としている。

図表 3-3-2 基本的な方針に基づく減量化・再生利用・最終処分量目標(概要)

一般廃棄物の減量化の目標量	「第3次循環型社会形成推進基本計画」に目標等を踏まえ、平成32年度を目標年度として進めていく。	
一般廃棄物については、現状(平成24年度)に対し、平成32年度において、排出量を約12%削減し、再生利用率を約21%から約27%に増加させるとともに、最終処分量を約14%削減する。		
	H24年度 (基準年)	H32年度 (目標値)
排出量	4,523 万トン	約 12%削減(対H24 比) (約 4,000 万トン)
再生利用	約 21%	約 27%
最終処分	465 万トン	約 14%削減(対H24 比) (約 400 万トン)
家庭系ごみ排出量 (1人1日あたり)		500 グラム

2-2 循環基本法に基づく循環型社会形成推進基本計画

平成12年6月に「循環型社会形成推進基本法」が公布され、平成13年1月に完全施行された。国においては、同法第15条に基づき、循環型社会の形成に関する基本的な計画として、平成15年3月に「循環型社会形成推進基本計画」（以下「循環基本計画」という。）を策定。なお、平成20年3月には第2次計画、平成25年3月には第3次計画を策定し、新たな取組目標が示された。

この循環基本計画では、ごみを減らすための具体的な取組の目標として、一人一日当たりのごみ排出量を25%削減していくことを掲げている。

図表 3-3-3 循環型社会形成推進基本法における取組指標

(循環型社会形成推進基本計画第3章第2節「取組指標」より抜粋)

(2) 一般廃棄物の減量化（目標を設定する指標）

リサイクルするものも含めて一般廃棄物の排出抑制の進展度合いを総体的に測る指標として、1人1日当たりのごみ排出量（計画収集量、直接搬入量、集団回収量を加えた事業系を含む一般廃棄物の排出量）を平成12年度比で約25%減（約890グラム）とすることを目標とする。

【参考】平成12年度 約1,185グラム、平成22年度 約976グラム

① 1人1日当たりの家庭系ごみ排出量

国民のごみ減量化への努力や分別収集の努力をあらわす代表的な指標として、集団回収量、資源ごみ等を除いた、家庭からの1人1日当たりごみ排出量を平成32年度において、平成12年度比で約25%減（約500グラム）とすることを目標とする。

【参考】平成12年度 約660グラム、平成22年度 約540グラム

② 事業系ごみ排出量

事業者の一般廃棄物の減量化への努力や分別収集の努力をあらわす代表的な指標として、事業系ごみの「総量」について平成32年度において、平成12年度比で約35%減（約1,170万トン）とすることを目標とする。

【参考】平成12年度 約1,799万トン、平成22年度 約1,297万トン

※ 事業系ごみについては、事業所数の変動が大きいこと、事業所規模によってごみの排出量に顕著な差が見られることなどから、1事業所当たりではなく、事業系ごみの「総量」について指標として設定する。

2-3 第3期しまね循環型社会推進計画

島根県では、平成28年3月に新たな循環型社会推進計画「第3期しまね循環型社会推進計画（平成28～32年度）」の策定を行っている。

第3期しまね循環型社会推進計画の概要は、以下のとおりである。

図表 3-3-4 第3期しまね循環型社会推進計画

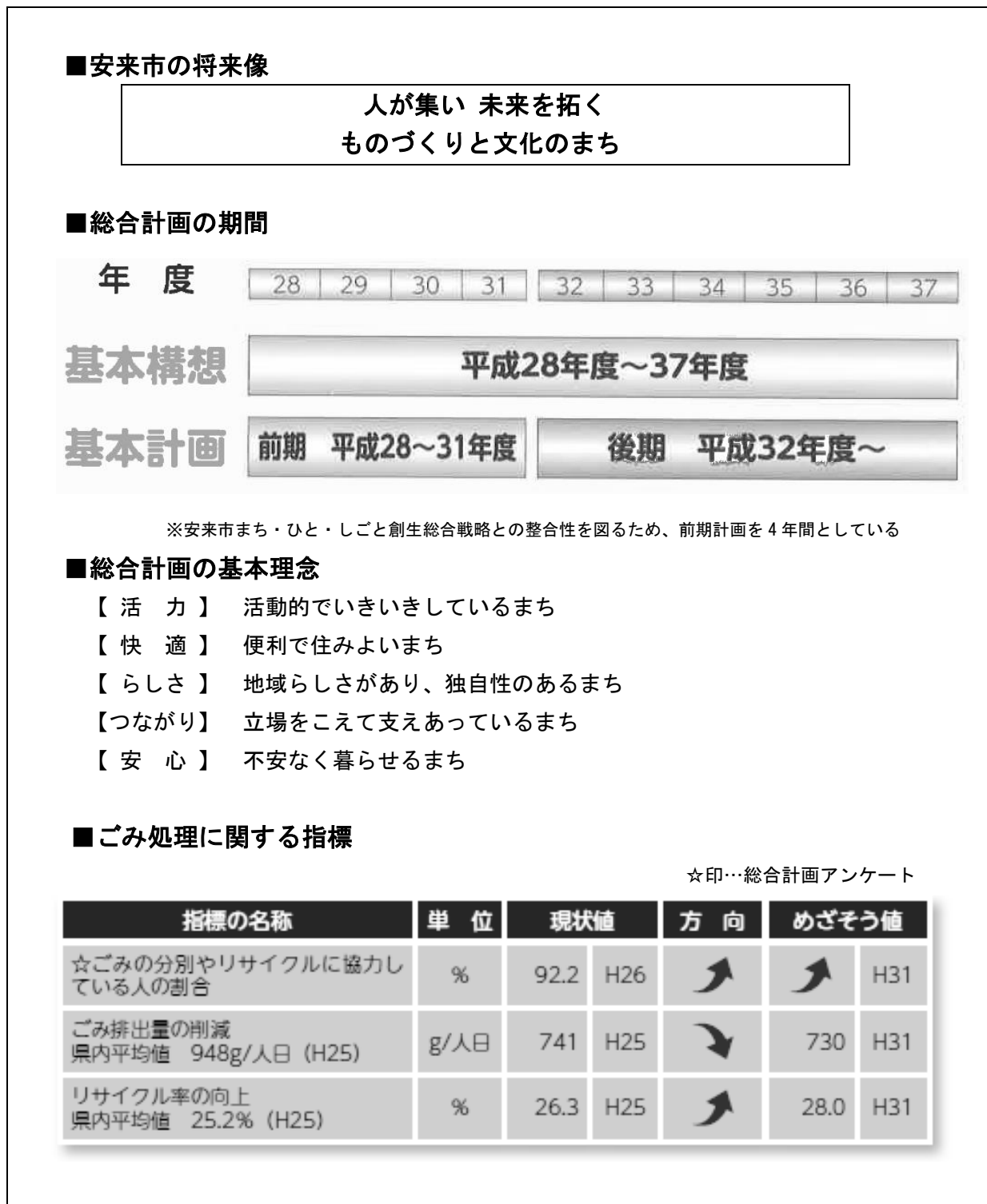
■重点施策			
次世代を担う子どもへの環境教育	子どもが幼少期から日常の基本的な生活習慣を身につける中で、ごみの分別や「物を大切に使う習慣」を具体的な行動を通じて身につけ、家庭、地域、学校で日常生活における環境配慮行動を実践できるような環境教育や環境学習の場を提供していきます。		
リサイクル商品の研究開発、販路の拡大	排出事業者の施設整備や資源循環型の技術開発、再生資源の利用の拡大に関する研究などを支援し、産業廃棄物の発生抑制、減量化、リサイクル促進や循環産業の育成・創出を図ります。		
省資源・省エネ行動による2R（リデュース・リユース）の促進強化	循環型社会を構築するための、省資源・省エネ・3R推進の普及啓発の推進に向けた県民一人一人の意識の高揚とライフスタイルの転換を目指して、2Rの推進強化に取り組みます。		
■目標値（一般廃棄物）の見直し			
	基準年 25年度	目標年 32年度	目標内容
年間排出量（千t）	247 【100%】	235 【95%】	平成32年度の排出量を基準年に対して5%以上削減する。
リサイクル率（%）	25	25	平成32年度の再生利用率25%以上を維持する。
年間最終処分量（千t）	22 【100%】	20 【88%】	平成32年度の最終処分量を基準年に対して12%以上削減する。
■市町村の役割～一般廃棄物処理の責任を担います～			
<p>市町村は、区域内の一般廃棄物について廃棄物処理法に基づく責任を担うことから、一般廃棄物処理計画を策定し、廃棄物の減量化を推進し、適正処理に必要な措置を講じる責務があります。</p> <p>その際、市町村は、住民と直接対する地方行政の現場において、社会的合意を得、説明責任を果たしながら、その地域にふさわしい廃棄物に係る行政サービスを推進していく必要があります。また、市町村は循環型社会形成のための様々な取組について、島根県と連携を図りながら住民や事業者に対してその規範となるように率先して行動を展開し、住民や事業者をけん引していく必要があります。</p>			
資料：島根県ホームページ			

2-4 第2次安来市総合計画

本市では、新たな課題・ニーズに的確に対応しながら、長期的な展望の下で総合的かつ計画的なまちづくりを進めるための指針として、平成18年3月に『安来市総合計画』を策定している。

平成28年3月で『安来市総合計画』の終期を迎えたことから、新たな10年間の道しるべとなる『第2次安来市総合計画』を平成28年3月に策定している。

図表 3-3-5 第2次安来市総合計画の概要



第4節 周辺市町村の状況

島根県内（隠岐島嶼部を除く）の可燃ごみ処理は、多くが複数の市町村が共同で処理を行う広域処理によって行われており、単独市町村で処理を行っているのは松江市及び奥出雲町である。

一方、資源ごみや不燃系ごみの処理は単独で処理を行っている市町村が多く、広域処理は雲南市・飯南町事務組合（雲南市、飯南町）、邑智郡総合事務組合（川本町、美郷町、邑南町）及び鹿足郡不燃物処理組合（吉賀町、津和野町）のみとなっている。

図表 3-4-1 可燃ごみ処理体制の状況（平成 27 年度）

自治体	処理体制	施設状況	
松江市	単独（溶融）	エコクリーン松江：255t/日 (H22)	
安来市	民間委託（焼却）	安来市清瀬クリーンセンター：52t/日 H19より休止	
奥出雲町	単独（焼却）	仁多可燃物処理センター：20t/日 (S56)	
雲南市	大東・加茂・木次・三刀屋	雲南市・飯南町事務組合 (ごみ燃料化)	雲南エネルギーセンター：30t/日 (H11)
	掛合・吉田	雲南市・飯南町事務組合 (中継施設方式で出雲市へ委託処理)	いいしクリーンセンター：15t/日 (H15)
飯南町			
出雲市	共同（溶融）	出雲エネルギーセンター：218t/日 (H15)	
大田市	中間処理後、出雲市へ委託処理	大田可燃物中間処理施設：45t/日 (H14)	
川本町	邑智郡総合事務組合（焼却）	邑智クリーンセンター：12t/日 (H10)	
美郷町			
邑南町			
江津市	浜田地区広域行政組合（溶融）	エコクリーンセンター：98t/日 (H18)	
浜田市			
益田市	益田地区広域市町村圏事務組合 (焼却)	益田地区広域クリーンセンター：62t/日 (H19)	
吉賀町			
津和野町			

図表 3-4-2 資源ごみ・不燃ごみ・粗大ごみの処理体制の状況（平成 27 年度）

自治体		処理体制	施設状況
松江市		単独	西持田リサイクルプラザ：16t/日（H10） 川向リサイクルプラザ：64t/日（H14） エコステーション松江：59t/日（H14） 姫津クリーンセンター：11t/日（H10）休止（H23）
安来市		単独	安来市高尾クリーンセンター：20t/日（H5） 安来市広瀬一般廃棄物前処理施設：4t/日（H3） 安来市伯太農産廃棄物処理施設：6.9t/日（H3）
奥出雲町		単独	仁多クリーンセンター：7t/日（H11）
雲南市	大東・加茂・木次・三刀屋	雲南市・飯南町事務組合	リサイクルプラザ：12.5t/日（H16）
	掛合・吉田		いいしクリーンセンター：2.4t/日（H15）
飯南町			
出雲市		単独	平田不燃物処理センター：20t/日（S63） 佐田クリーンセンター：3t/日（H6） 出雲クリーンセンター：50t/日（H7） 出雲リサイクルセンター：72t/日（H8） 斐川クリーンステーション：13t/日（H8）
大田市		単独	大田不燃物処理場：25t/日（S59） 大田リサイクルセンター：4t/日（H13） 温泉津一般廃棄物処分場：3t/日（H5） 仁摩一般廃棄物処分場：4t/日（H10） 大田市容器包装リサイクルセンター：2t/日（H23）
川本町	美郷町 邑南町	邑智郡総合事務組合	邑智クリーンセンター リサイクルプラザ：5t/日（H11） リサイクルセンター：1.7 t/日（H16）
美郷町			
邑南町			
江津市		単独	島の星クリーンセンター：14t/日（H7） 江の川リサイクルセンター：2.8t/日（H14）
浜田市		単独	浜田市不燃ごみ処理場：20t/日（H4） 民間処理施設
益田市		単独	益田市リサイクルプラザ：16t/日（H15）
吉賀町	津和野町	鹿足郡不燃物処理組合	鹿足郡不燃物処理組合 リサイクルプラザ：6.1t/日（H16）
津和野町			

第5節 ごみ処理の課題

本市のごみ処理の現状における課題・問題点を以下のとおり抽出した。

ごみの発生抑制とリサイクル意識向上
<ul style="list-style-type: none">・ごみの市民1人1日平均排出量は、島根県内の市では2番目に少なく、島根県平均を2割以上下回っており、これまでの取組によりごみの排出抑制は進んでいる。一方で、平成22年度以降は増加傾向を示していることから、ごみの排出抑制により一層努める必要がある。・本市のリサイクル率は、平成21年度をピークに低下傾向が続いていることから、広報等によって市民及び事業者のリサイクル意識の高揚を図る事が必要である。
燃やすごみ処理体制の検討
<ul style="list-style-type: none">・現在、燃やすごみは民間事業者に全量処理委託している。処理責任の観点からも燃やすごみの安定的な処理体制の構築は必要であり、中長期的な視点に立って、施設整備等について調査・検討を行うことが必要である。
市民の利便性に配慮した既存処理施設の利活用
<ul style="list-style-type: none">・本市内には平成16年度合併前の旧市町村から引き継いだ複数の処理施設が存在しており、ごみの直接持込の受付や一時保管、一部種類のごみ処理等を行っている。本市が展開するごみ処理施策において有効に利用できるよう、市民の利便性に配慮したうえで総合的な施設の利活用方法を検討する必要がある。
最終処分体制の再構築
<ul style="list-style-type: none">・本市が所有する最終処分場は、合併により3施設を管理していることから、現有施設の効率的な運用計画等を見直し、最終処分の管理・運営を検討する必要がある。
新たな法制度への対応
<ul style="list-style-type: none">・「水銀による環境の汚染の防止に関する法律」が平成27年6月に公布され、水銀に関する水俣条約の発効日に施行されることとなっている。これを受けて、廃棄物処理法施行令等、大気汚染防止法等が順次改正される見通しとなったことから、家庭等に保管されている水銀使用製品（退蔵品）について回収を進めるなど、適正な分別収集について進める必要がある。